

産業廃棄物処分業許可証

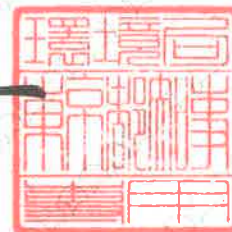
住所 東京都足立区竹の塚二丁目32番17号

氏名 有限会社丸保商店
代表取締役 伊藤 憲幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

外添 要一



許可の年月日 平成27年 6月23日

許可の有効年月日 平成32年 6月22日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破砕 : 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（以上、いずれも廃蛍光灯及び廃電球類を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類
(以上7種類)切断圧縮 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず
ガラス・コンクリート・陶磁器くず (以上6種類)

切断 : 廃プラスチック類、木くず、金属くず (以上3種類)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

(1) 足立区竹の塚二丁目32番17号

(2) 足立区神明南一丁目14番23号

3 許可の条件

(1) 2(1)の作業時間は、原則として8時から17時までとする。

2(2)の作業時間は、原則として8時から19時（施設稼働は9時から12時及び13時から18時）までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 作業中はシャッターを閉めて行うこと。

(4) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成12年 6月23日 新規許可

平成27年 6月23日 更新許可 第3回

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

2 事業の用に供する施設

(1) 足立区竹ノ塚二丁目32番17号

| 施設種類 | 産業廃棄物の種類 | 単独処理能力 | 混合処理能力 | 設置年月日 | 施設許可番号 | 施設許可年月日 |
|------------|------------------|-----------|----------|------------|--------|---------|
| 切 断 圧 縮 | 廃プラスチック類 | 4.1(t/日) | 5.8(t/日) | 平成12年4月22日 | ----- | ----- |
| | 金属くず | 8.5(t/日) | | | | |
| | ガラス・コンクリート・陶磁器くず | 5.3(t/日) | | | | |
| | 紙くず | 6.3(t/日) | 5.1(t/日) | | | |
| | 木くず | 3.1(t/日) | | | | |
| | 繊維くず | 5.8(t/日) | | | | |
| 切 断 | 廃プラスチック類 | 1.0(t/日) | ----- | 平成9年12月1日 | ----- | ----- |
| | 木くず | 0.3(t/日) | | | | |
| | 金属くず | 18.4(t/日) | | | | |

(2) 足立区神明南一丁目14番23号

| 施設種類 | 産業廃棄物の種類 | 単独処理能力 | 混合処理能力 | 設置年月日 | 許可番号 | 施設許可年月日 |
|------|------------------|-----------|--------|-------------|-------|---------|
| 破 碎 | 廃プラスチック類 | 3.3(t/日) | ----- | 平成24年11月15日 | ----- | ----- |
| | 紙くず | 3.0(t/日) | | | | |
| | 木くず | 4.9(t/日) | | | | |
| | 繊維くず | 1.2(t/日) | | | | |
| | 金属くず | 7.2(t/日) | | | | |
| | ガラス・コンクリート・陶磁器くず | 12.6(t/日) | | | | |
| 破 碎 | がれき類 | 4.8(t/日) | ----- | 平成24年11月15日 | ----- | ----- |
| 切 断 | 廃プラスチック類 | 1.0t/日 | ----- | 平成24年11月15日 | ----- | ----- |
| | 木くず | 0.4t/日 | | | | |
| | 金属くず | 18.5t/日 | | | | |

(以下余白)